平成24年5月31日

各　　位

会　社　名　株式会社ＡＣＣＥＳＳ
代表者名　代表取締役社長　室伏　伸哉
（コード番号　4813　　東証マザーズ）
問合せ先　社長室長　　須田　　昌樹
（ＴＥＬ．０４３－２１２－２２３２）

株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の導入に関するお知らせ

当社は、平成24年5月31日開催の当社取締役会において、当社従業員に対して自社の株式を給付し、株主の皆様と経済的な効果を共有させることにより、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．導入の背景

当社では、従業員のインセンティブ・プランの一環として、米国で普及している従業員向け報酬制度のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）について検討してまいりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、従業員に自社の株式を給付し、その価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

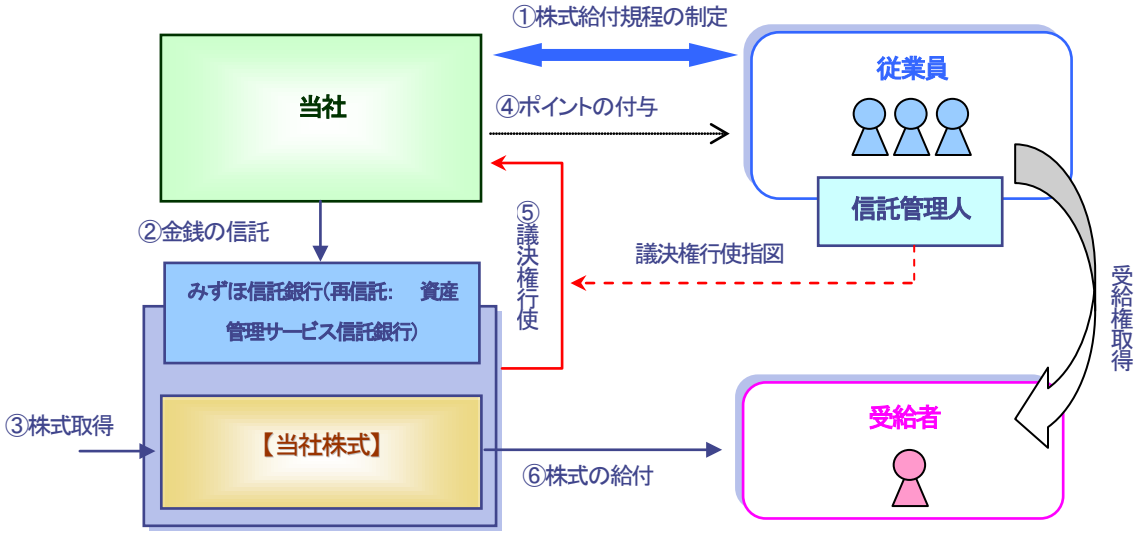
２．本制度の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が受給権を取得した場合に当社株式または金銭を給付する仕組みです。

当社では、従業員に会社業績の達成度及び各人の成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した従業員に対し、当該付与ポイントに相当する当社株式または金銭を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

＜ 本制度の概要 ＞



① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行（再信託先を含む。以下「信託銀行」といいます）に金銭を信託（他益信託）します。
③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
④ 当社は、株式給付規程に基づき、従業員に対しポイントを付与します。
⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
⑥ 従業員は、受給権取得時に信託銀行から、取得したポイントに相当する当社株式の給付を受けます。

3．本信託契約の概要及び日程

（1）信託の種類　　：金銭信託以外の金銭の信託
（2）委託者　　：当社
（3）受託者　　：みずほ信託銀行株式会社
　　みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行は再信託受託者となります。
（4）受益者　　：株式給付規程に基づき給付を受ける権利を取得した者
（5）本信託契約の締結日　：平成 24 年６月 15 日（予定）
（6）金銭を信託する日　：平成 24 年６月 15 日（予定）
（7）制度開始日　　：平成 24 年７月１日（予定）

4．本信託契約に基づいて当初信託する金額（予定）

396,000,000 円

5．株式の取得方法

取引所市場より当社株式を取得する予定です。

以　上